

最終更新日：2008年5月15日

株式会社アイビーダイワ

代表取締役社長 高橋 正紀
 問合せ先：03-3264-1378(代表)
 証券コード：3587
<http://www.ibdaiwa.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社経営理念に基づく経営目的を達成するために、子会社を含む統制体制の充実、リスク管理体制の強化、開示統制体制の確立等を通して、コンプライアンス意識の徹底、経営の健全性、透明性および効率性を確保することを、コーポレート・ガバナンスと定義しており、監査役(および監査役会)による経営監視を基盤としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけ、株主を始めとするステーク・ホルダーの方々のご期待に応えるべく、企業価値の向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率 更新

20%以上 30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
エムエルピー エフエス カストディー	39,392,400	9.24
畑崎 廣敏	7,375,000	1.73
エスアイエス セガ インターセトル エージー	6,388,800	1.50
松井 佳久	5,425,000	1.27
クレディット スイス チューリッヒ	4,750,500	1.11
シティグループ・グローバル・マーケット・インク	4,411,199	1.03
エイチエスピーシー バンク ビーエルシー クライアント ノンタックス トリーティ	4,178,000	0.98
ドイチェ ウェートパピアサービス バンク エージー リ ドレスナー リ エクイテ ーズ	4,151,000	0.97
泉 修	3,284,000	0.77
株式会社プラスオン 代表取締役 畑崎 美代子	3,274,000	0.77

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期	3月
業種	卸売業
(連結) 従業員数	100人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、主として米国における天然資源開発投資事業を経営の中核に据えております関係上、海外に連結対象子会社を5社(いずれも非上場)を有しております。これらの子会社が当社事業に占める重要性に鑑み、当社グループは子会社の独立性に配慮しつつも、親会社/子会社間の「情報と伝達」に関して徹底したグループ管理の仕組みを構築する必要があります。また、法令遵守の面でも、日本法のみならず海外の法的規制に抵触することのないよう細心の注意が必要となります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

従前、資源開発投資事業領域の深い経験および高い専門性を有していた社外取締役が、自身が代表取締役を務める会社の職務多忙により退任した後、当該元社外取締役に比肩しうべき適格な人材の発見・招聘に至っていないためです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査報告書に関する会計監査人からの代表取締役社長への講評に際しては、常に常勤監査役が同席し、以降の監査活動に反映するよう努めております。他にも、必要に応じて適宜話し合いの場を設ける仕組みを構築しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

毎月1回、監査役と内部監査室長との定例打ち合わせを励行し、役員・社員の業務執行監査活動に反映するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 和利	他の会社の出身者									○
良 健児	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐藤 和利	東証一部上場のミズノ㈱にて 36 年勤務	上場会社における長年の業務経験を通じた、当社国内事業に対する深い理解
良 健児	大手会計事務所のアーサー&アンダーセンにて 28 年勤務	会計分野における豊富な経験

その他社外監査役の主な活動に関する事項

昨事業年度中に開催の取締役会 17 回(ただし書面決議 2 回を含む)のうち、佐藤監査役は 17 回、良監査役は 14 回出席し、また同じく監査役会 11 回のうち、両監査役とも 11 回出席しており、社外監査役として、業務監査・会計監査の観点から適宜質問し、意見を述べております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しており、会計監査人および内部監査室長とも意見交換を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に資する有為の人材を確保し、業務に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

現在導入しているストックオプションは、平成 17 年 9 月 2 日開催の当社臨時株主総会において新株予約権 17,000 個(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1,000 株)を上限として承認されたもののうち、3,050 個につき平成 17 年 9 月 16 日開催の当社取締役会にて、その時点で在籍していた取締役および従業員計 22 名に対して、新株予約権 1 個当たりの行使価額 220,000 円で発行しております。また、本新株予約権には、新経営陣の経営目標である累積損失一掃の達成に向け全社一丸となって取り組むことを目的として、平成 17 年 3 月 31 日時点の累積損失を連結損益計算書の当期純利益累計額が超過した後に行使が可能となる旨の条件を付する等、一定の客観的な目標達成が設定されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に資する有為の人材を確保し、業務に対する意欲や士気を一層高めることを目的としておりますため、上記の者を付与対象者とし、付与内容等個人別支給水準に関する考え方については、個々人の知識・経験に依拠する職位のほか、当社業務に対する具体的な貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

なお、前項記載の現在導入しているストックオプションの発行後に就任した取締役および入社した従業員に対しては、現在のところストックオプションは付与されておりませんが、前述の目的に鑑み、これらの者に対しても早期に同様の施策またはこれに代替する施策を実施できるよう、業績の状況を勘案しつつ検討を行って参ります。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

昨事業年度における報酬は、取締役 7 名に対し 58,090 千円、監査役 3 名に対し 19,200 千円の計 77,290 千円であります。

このうち、社外役員 2 名(社外監査役 2 名)に対する報酬等は 9,600 千円です。

(注 1) 株主総会決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額 90,000 千円、監査役が 30,000 千円となっております。

(注 2) 昨事業年度に係る事業報告および有価証券報告書においても、上記と同じく社内・社外役員別の総額を開示。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】 更新

取締役会および社外取締役(社外監査役)の出席を要する会議の事務局は、経営管理グループが務めており、会議資料は事前に経営管理グループから各社外取締役(社外監査役)に送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は重要な経営意思の決定および業務執行の監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役(会)を設置しております。執行役員制度の導入により、法令により取締役会の責務と定められている事項を除き、業務の執行に係る決定権およびそれに係る代表取締役以下の業務執行権限を、それぞれ執行役員会および執行役員以下の業務ラインに委譲しております。これにより、取締役会の責務(経営の重要な意思決定、および執行権限を委譲された執行役員以下による業務執行の監視・監督)と、執行役員会および執行役員の責務(委譲された業務の執行)の分掌が明確になり、経営意思決定のスピード向上、業務執行の効率性向上および業務執行の監視・監督体制の強化を実現するガバナンス体制が確立しております。

さらに、監査機能につきましては、取締役(会)の職務遂行に関しては監査役(会)が、また執行役員会、執行役員および各業務ラインの業務遂行に関しては内部監査室が、必要な改善策等について代表取締役社長と協議する仕組みを構築しております。なお、取締役および監査役の指名につきましては、当社グループの展開する事業領域およびガバナンス領域に深い専門性を有する人材獲得に尽力しており、報酬につきましては、人材市場における賃金情報等を参考の上決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年同様、平成 19 年 3 月期においても 6 月 28 日の集中日を避けて 6 月 20 日に株主総会を開催いたしており、今期も、6 月 26 日の集中日を避け、6 月 24 日の開催を予定しております。今後も原則同様のスケジューリングをして行く所存です。
その他	株主総会と経営近況報告会を合わせて開催し、株主の総会への参加意欲を高めるとともに、会社経営の実情を報告する機会および株主の率直な意見聴取の機会を確保するよう努めております。また、外国人投資家のために英文の招集通知を作成・送付するとともに、当社ホームページ上にも日・英の招集通知を掲載しております。

2. IR に関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	毎年株主総会後には、同会場において経営近況報告会を開催し、株主総会にご出席の株主およびご招待者の方々に対し、当社代表取締役社長および子会社社長より、主に経営全般および事業遂行の状況等をご説明し、その他に最低年 1 回（合計年 2 回以上）の個人投資家向け説明会を開催することとしております。個人投資家向けの説明会においては、一方的な情報提供にとどまらず、質疑応答の時間をできるかぎり設けるよう努め、株主および個人投資家の方々の疑問にお答えすると同時に、意見収集の場として活用しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	上述の株主総会後に同会場において開催する経営近況報告会には、当社より、アナリスト・機関投資家の方々を広くお招きしております。また、この他、定期的ではないものの、年 1 回程度（合計年 2 回程度）のアナリスト・機関投資家向け説明会の実施に努めております。アナリスト・機関投資家向けには、経営戦略および事業の状況等のご説明に加え、特に、財務会計等の数値的な情報の説明を行うことを心がけております。

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
海外投資家向けに 定期的説明会を 開催	なし	海外機関投資家向けには、定期的説明会を開催していませんが、随時、個別の会合等による対応を行うことを努めております。中心的なターゲットである英米の機関投資家は、一般的に、当社の事業に対する造詣が深く、また当社と類似の業種に属する企業に対する投資の経験が豊富であるため、事業の専門的な内容についても詳しくご説明するよう心がけております。
IR資料の ホームページ掲載	あり	当社のホームページ上で、有価証券報告書・決算短信等の決算情報、適時開示情報および株主総会関連資料等の基本的な IR 資料を種類別に区分して掲載するほか、社長メッセージの年 6 回程度の頻度での掲載、適時開示以外のコーポレトリリースの掲載、会社説明会資料の掲載、当社の事業資産およびプロジェクトの進捗状況に関する詳細情報の掲載、また、事業の内容にも詳しく触れた Q&A（よくある質問）の掲載を行うことで、投資家の方々に対しできる限り当社の現状と展望を詳しく正確にご理解いただけるよう努めております。また、事前にメールアドレスを登録した投資家の方々に対して、マイナー更新の場合を除き、ホームページに新しい情報を掲載した場合にメール配信による通知を行う機能を設定しております。このほか、外国人投資家比率の高さに鑑み、ホームページに掲載の資料等は一部の例外を除きすべて英語でも同じ内容の資料（翻訳版）を日本語と同時に掲載しております。
IRに関する部署 （担当者）の設置	—	平成 18 年に、IR 担当の執行役員を選任し、所轄部署として広報・IR グループ（現在は経営管理グループに改組）を新たに設置し、会社情報の適時・適切な開示および株主をはじめとするステークホルダーの窓口としての権限と責任を付与しております。
その他	—	アナリスト・機関投資家に対しては、経営管理グループが積極的かつ継続的に個別の会合等を開催しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー	当社企業倫理方針およびこれを敷衍した役職員行動指針において、役職員の各ステークホルダーに対すべき姿勢を定め、常に各ステークホルダーの立場を尊重することにより信頼される企業となるよ

<p>の立場の尊重について規定</p>	<p>う啓発等に努めております。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>平成 17 年の 12 月以降、経営基盤を天然資源開発投資事業に転換し、業績の状況がなお発展途上にありますことから、今後の課題として検討して参ります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>内部統制体制の要素をなす「統制活動」（方針・規程の整備等の取り組み）の一環として、適時開示規程を策定し、適時・適切な開示プロセスの統制機能を一層強化しております。</p>
<p>その他</p>	<p>「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 18 年 5 月 16 日制定）の、平成 20 年 4 月 24 日の取締役会決議による一部改正で、業務の適正を確保するための体制および方針の一つとして、反社会的勢力に対する姿勢を明記し、一切の関係不保持および不当要求は断固拒絶する旨を宣明しております。</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 業務の適正性を確保する観点からの当社の基本的な考え方は、内部統制体制構築の責任部署である経営管理グループが、社長直属の独立部門である内部監査室さらには監査役(会)と連携の上、経営者の意思を反映した企業倫理方針や、リスク管理を初めとする規程等の社内ルールを策定およびルールに沿った運用の実践に向けて、ルール面、運用面、双方からの適宜・適切な改善を主導し、社内浸透を推進することにより機能的なコーポレート・ガバナンス体制整備を進めることを軸としております。

また、ガバナンス機能の有効性を保証・増進するための制度として、当社は、執行役員制度の導入に加えて、昨年 1 月に代表取締役社長の諮問機関として、コンプライアンス委員会を発足させております。同委員会は、社外の経験豊富な弁護士を委員に迎え、公正・中立な立場より当社のコンプライアンス体制の整備・改善につき積極的に提言を行っております。同委員会は、発足以来これまでに開催 8 回を数え、内部通報制度の導入や時宜に応じた法的諸問題の検討その他、経営の健全性および透明性の確保を強力に推進しております。

当社は、平成 18 年 3 月期において経営の基盤を天然資源開発投資事業へと大きく転換して以降、企業インフラの抜本的な見直し・再設計を行って参りましたが、経営基本規程、経営組織規程、機能別運用規程および運用マニュアルの再整備作業、ならびに統制環境、リスク管理体制の整備、正確かつ十分な情報の整理とその適時・適正な伝達の仕組みは、これまでに構築を完了し、現在も実際の運用を通じて不断の改善を図っております。

なお、当社の基本方針の詳細につきましては、後日当社ホームページ上にも掲載する予定の、第 63 回定時株主総会招集通知の事業報告中にて、平成 20 年 4 月 24 日に一部改正した「内部統制システムの整備に関する基本方針」を開示しておりますので、そちらをご参照ください。

また、会社法により求められる全般的な内部統制システムのみならず、本年 4 月より適用初年度を迎えた金融商品取引法により求

められる財務報告に係る内部統制システム(いわゆる「J-SOX」)に関しましても、昨事業年度中に専任のアドバイザーの助言を得ながら鋭意準備を進め、当社会計監査人との協議等も踏まえつつ、適切な対応が可能な態勢を整備しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特段の手当ては講じておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございませぬ。

【 参考資料：模式図 】

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制体制模式図

